

○国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第六十二号)

(傍線の部分は改正部分)

改正	現行
<p>(随伴用自動車の表示等) 第七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合にあつては、<u>法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項第二号及び第四号に掲げる表示事項を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することをも</u>つて足りる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(随伴用自動車の表示等) 第七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、もつぱら自動車運転代行業の用に供する随伴用自動車以外の自動車を随伴用自動車として用いる場合にあつては、<u>法第十七条第一項の国土交通省令で定める装置として、前項に規定する表示事項(旅客自動車運送事業の用に供する自動車を随伴用自動車として用いる場合にあつては、同項第二号及び第四号に掲げるものに限る。)</u>を表示した表示板を告示で定めるところにより装着することをもつて足りる。</p> <p>3 (略)</p>